

手話言語法ニュース

2021年 10月 29日 NO.70

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・倉野直紀・大杉豊・山田稔彦

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・倉野直紀（兼）・吉野幸代

解説動画



手話言語法制定までの道のり②

手話言語法制定を求める集会 & 手話言語の国際デー

2021年9月6日に「手話言語法制定を求める集会」を開催しました。当日はYouTubeにてライブ配信を行い、約3,000名にご視聴いただきました。

講演では、まず石野理事長が「手話言語法制定運動の10年そして課題」として、これまでの当連盟の運動について述べました。



石野 富志三郎理事長



田門 浩委員

手話言語法制定推進運動本部の田門委員からは「障害者権利条約の日本の初審査における政府報告及びパラレルレポートと手話言語、そして手話言語法制定」についてご講演いただきました。

集会の報告は当連盟ホームページからご覧になれます。

<https://www.jfd.or.jp/2021/09/08/pid22617>



その他、多数の来賓や国会議員の皆様から激励の挨拶・ビデオメッセージを頂戴しました。

特に田門委員の講演では、先日行われた東京オリパラ2020の開閉会式での情報保障（手話言語通訳）について、障害者権利条約を批准、すでに手話言語法が制定されている韓国では、オリンピック開会式の放映時から手話言語通訳がついていたことが紹介されました。他の国でも当たり前のように入話通訳がついています。ですが、手話言語法がまだない日本では、当連盟や多くの当事者団体からNHK等に要望を重ねて実現しました。

2019年 障害者権利委員会（以下、権利委員会）は日本政府に対して質問書を送っています。

（外務省HPに掲載）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf>

ここでは、手話言語を公用語として法律上認めること、テレビ番組等に手話言語通訳や字幕を付けること、裁判や役所での手続きにおける情報アクセシビリティについて等、追加で報告をするよう求めています。もしテレビ番組に手話言語通訳がついていれば、オリンピック開会式から当たり前に、内容を理解できたかもしれません。

来年以降、政府は質問への回答を提出し、権利委員会との建設的対話（お互いが歩み寄る、前向きな話し合い）を行います。話し合いの中で手話言語法やきこえない・きこえにくい人の生活に関わる情報アクセシビリティについて、政府がどこまで踏み込むのか、大注目ですね。



2021年9月23日、世界ろう連盟アジア地域事務局、世界ろう連盟オセアニア地域事務局と共に「手話言語の国際デー」の記念イベントを開催しました。YouTubeで配信し、これまで約8,000名にご視聴いただいています。

パネルディスカッションとして、ニュージーランドで手話言語を公用語として認めてもらうよう活動してきたオリバー氏とデフリンピックを運営する国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の陳前会長にお話しいただきました。

ニュージーランドでは2006年、ニュージーランド手話言語（NZSL）を公用語の1つとして認めました。その後、NZSL週間を開始し、メディアを活用した一般の方々にもろう者について知ってもらう機会を作り、少しずつ理解を広げていきました。その結果、政府でも障害者やろう者について理解が深まり、協力しあえる関係を築くことができたと、お話しいただきました。

また、陳前会長からデフリンピック開催期間中は街中でも手話言語の利用が増えるとお話があり、「知ること」で人々の意識を変えることができると再確認できました。

記念イベントのアーカイブ映像や国際ろう週間、関連する取り組みについては当連盟ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

https://www.jfd.or.jp/intdoc/idsl_iwdp



はっけん…

No.2 當 芳枝



行政から見た手話言語条例

手話言語に対する考え

田岡克介(石狩市 前市長)

石狩市の手話言語条例は、「手話は言語である」と肯定するところから始動した。

全国の基礎自治体に例を持たない条例案の策定は、聴力障がい者協会やサークルなどの関係者、そして市役所にとっては「無」から「有」を生み出すようなことであり、「手話言語条例検討会」は、正に雲を掴むような話から始まった。

議論の初期段階では「なぜ聴力障がい者だけなのか」と言った福祉的支援制度のイメージも重なり、論点整理に時間を費やすことになった。

用語の共通認識を図るために「手話」と「言語」の定義を試みた。しかし、存外難儀なことで、専門的なアドバイスをいただきながら、仮置きではあるが、検討会での基本的な考え方としてまとめたのが次である。

「手話」とは、石狩市内において日常的に使用されている手話を言う。

「言語」とは、日常的に使用され、他言語と意志の疎通をはかるため、通訳等を介することが必要な言葉であって、有声・無声、話者の数を問わない。

現在なら、全国自治体において推敲を重ね、さらに言語学など学問的要素を加味した条例を見ることもできる。しかし、当時、例えば、「日本手話か否か」という検討を机上に乗せたら、論点は分散し、「手話言語条例」の制定は浮遊したであろう。したがって、シンプルな考え方のもと「スローガンだけ」と言われることを、むしろ石狩モデルなのだと考え、論点を簡潔で創造的に絞りこんでの議論が進められた結果、基本(理念)条例にたどり着いた。

昨今、言語学的な論証の未熟さが法制化への足

かせとなっているのではないかとの考えがあることは承知している。無論、そのことに反証するつもりは無く、むしろ、手話言語を社会科学的観点からも研究、検証を進めるべきではないかと思う。

石狩市の条例は3年後に再検討することを義務付けた。このことは検討委員の良心と受け止めていただきたい。

「手話言語」の法制化運動は、地方からのアピールが高まるなど、新たなフェーズを迎えつつあるが、一方で、日本語を定義付けした単独法が未制定の上、日本の言語はアイヌ語、琉球諸島語など13言語説から、単一言語とする考え方まで幅広であり、法制レベルでの整理・集約化へむけた意欲的な展開を感じることができない。

時あたかも、TOKYO2020 オリンピック・パラリンピックの開催により、多くの国民が「多様性」、「共生」、「調和」の持つ意味を体現できたことは、「多様性を認め合う共生社会」への想像力・理解力を高めたのではなかろうか。

「手話言語」へのダイナミズムな広がりにつながることを期待する。

「言語は文化の象徴であり、ろう者等の文化を象徴するのは手話である」、「命をつなぐために言葉はうまれ、言語体系はその後からだ」、「手話言語を知ろうとする心が、共生社会づくりへの一歩」。

石狩市の手話言語条例は、まさに新たな波動を生みつつある。

手話言語動画

QRコード



条例成立情報

福島県南相馬市

2021年3月26日「南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例」が可決されました。2021年4月1日施行です。



福岡県飯塚市

2021年3月26日「飯塚市手話言語条例」が可決されました。2021年4月1日施行です。



京都府八幡市

2021年3月30日「支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例」が可決されました。同日施行です。



奈良県三郷町

2021年6月11日「三郷町手話言語条例」が可決されました。2021年7月1日施行です。



和歌山県上富田町

2021年6月14日「上富田町手話言語条例」が可決されました。同日施行です。



岡山県鏡野町

2021年6月23日「鏡野町手話言語条例」が可決されました。同日施行です。



岩手県釜石市

2021年6月25日「釜石市手話言語条例」が可決されました。同日施行です。

滋賀県甲賀市

2021年6月29日「甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例」が可決されました。2021年10月1日施行です。

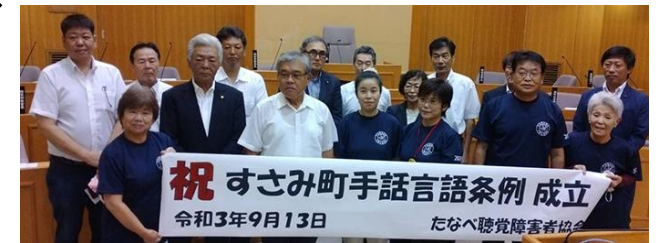


東京都品川区

2021年7月14日「品川区手話言語条例」が可決されました。2021年7月15日施行です。

和歌山県すさみ町

2021年9月13日「すさみ町手話言語条例」が可決されました。2021年9月16日施行です。



和歌山県白浜町

2021年9月21日「白浜町手話言語条例」が可決されました。2021年9月22日施行です。



和歌山県北山村

2021年9月22日「北山村手話言語条例」が可決されました。同日施行です。



埼玉県草加市

2021年9月27日「草加市手話言語条例」が可決されました。同日施行です。

